

町税の滞納処分を強化します！

ページ番号
1001696

町民の皆さまが納めた税金は、福祉・教育をはじめとする日常生活を支え、健康で安心して暮らせるまちを築くための重要な財源です。町税の確保と納税の公平性を維持するため、納期限内に納付の確認ができない場合は、財産や収入の調査を行ったうえで、差し押さえなどの強制徴収による「滞納処分」を行います。納期限を過ぎても納めていない税金がある人は、早急に納付してください。

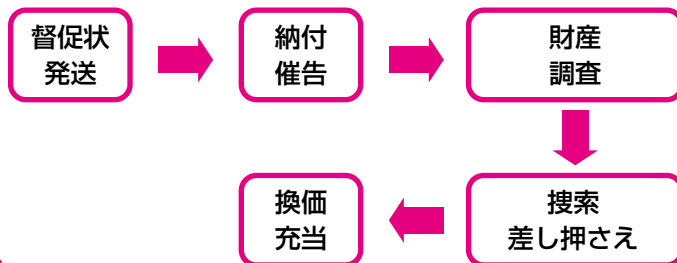
【滞納処分とは】

滞納となっている税金などを強制的に徴収するため、滞納している人の意思にかかわらず、財産を差し押さえ、公売などにより換価し、滞納している税金などに充てる一連の強制徴収手続きのことをいいます。

【令和7年度差し押さえ(滞納処分)実施状況】

種 類	件 数
預 貯 金	18件
そ の 他	22件
合 計	40件

※継続差し押さえ分を除く件数



■納付が困難なときは・・・

災害、病気、失業、事業の休業により収入が著しく減少し、一時的に納期限までに納付が困難となるやむを得ない理由がある人は、早めにご相談ください。納付相談のないまま滞納の状態が続くと財産の差し押さえなど、滞納処分の対象となります。

問 税務課 徴収推進室 ☎32-5091

10月は「乳がん月間(ピンクリボン月間)」です

毎年10月は世界中で、乳がんの正しい知識と早期発見・早期治療などの大切さを多くの人に知ってもらうための啓発活動が行われています。

乳がんについて

乳がんは、日本の女性のがんによる死亡原因の上位に位置しており、罹患する人は30歳代後半から増加します。40歳以上の女性では最も罹患する人が多いがんです。検診で早期に発見して治療することにより、乳がんで亡くなることを防ぐことができます。検診は自覚症状がないうちに受けることが大事です。また、自分の乳房の状態に日頃から関心を持ち、乳房を意識して生活することが、乳がんの早期発見につながります。

～ブレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)の4つのポイント～

1. 自分の乳房の状態を知る
2. 乳房の変化に気をつける
3. 変化に気づいたらすぐ医師に相談する
4. 40歳になったら2年に1回乳がん検診を受ける

今年度の乳がん検診について

下記のとおり乳がん検診を実施しています。希望する人は町保健センターにお申し込みください。

<対象者> 町内在住の30歳以上の女性(ただし、前年度受診者は除く)

<料 金> 超音波検査(30歳～39歳)：300円
マンモグラフィ・超音波検査(40歳以上)：500円

区 分	検診日	時 間	場 所	検査内容
医療 機関	月曜日～金曜日	・ 10時30分 ・ 13時(隔週金曜日)	西美濃厚生病院 健診センター	マンモグラフィ 超音波検査 ※30歳代の方は、 超音波検査のみです
	※ 4月～ 11月生まれの方は、お申し込みいただいた月から受診をご案内します。 ※12月～ 3月生まれの方は、12月～令和 9 年 3 月受診でご案内します。			
検診車 【40歳以上のみ】	令和 9 年 2 月 25 日(木) 令和 9 年 2 月 26 日(金) 令和 9 年 3 月 3 日(水) 令和 9 年 3 月 4 日(木)	・ 9 時 30 分～ 11 時 ・ 13 時 30 分～ 15 時 ※令和 9 年 3 月 4 日は午前のみ	町保健センター	

問 町保健センター ☎32-9025

税務署総合窓口における受付時間の変更について

ページ番号
1003740

e-TAXやキャッシュレス納付などの各種オンライン手続きの拡充に伴い、10月1日以降、全ての税務署で総合窓口における受付時間が9時から15時までとなりました。詳しくは、国税庁のホームページ(https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/madoguchi_jikan/index.htm)をご確認ください。

問 大垣税務署 ☎78-4101



令和8年10月1日からの
税務署総合窓口の受付時間について
(国税庁ホームページ)